



発行 東京都

目次

17

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可（二十八件）
……（都市整備局都市基盤部調整課）……

告示

●東京都告示第二百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十年建設省告示第四百三十六号八王子都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 八王子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画下水道事業八王子市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十年四月十二日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし

使用の部分

昭和三十年建設省告示第四百三十六号、昭和三十二年建設省告示第八百十三号、昭和三十八年建設省告示第二千七百五十八号、昭和三十九年建設省告示第二千三百八十九号、昭和四十二年建設省告示第四千三百三十四号、昭和四十四年建設省告示第二千六百八十三号、昭和四十六年東京都告示第九千九十八号、昭和四十八年東京都告示第三百六十四号、昭和五十年東京都告示第三千三百四十四号、昭和五十六年東京都告示第三百一十一号、昭和五十七年東京都告示第二百三十一号、昭和五十八年東京都告示第六百一十二号、昭和六十年東京都告示第三百二十七号、昭和六十二年東京都告示第五百四十八号、昭和六十四年東京都告示第三百十六号、平成元年東京都告示第二百二十二号、平成二年東京都告示第三百六十二号、平成三年東京都告示第三百三十号、平成五年東京都告示第六十八号、平成七年東京都告示第八百六十六号、平成八年東京都告示第七百七十一号、平成十年東京都告示第七百一十二号、平成十三年東京都告示第五百九十三号、平成十四年東京都告示第四百三十三号、平成十五年東京都告示第十八号、平成十六年東京都告示第十三十一号、平成十八年東京都告示第八十号、平成二十三年東京都告示第三百二十六号、平成二十八年東京都告示第三千三百六十七号、令和三年東京都告示第二十四号、令和三年東京都告示第三百号及び令和七年東京都告示第二百五十六号の事業地のう

ち八王子市元八王子町三丁目及び廿里町において事業地を変更する。

●東京都告示第二百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十一年建設省告示第二百六十二号立川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 立川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画下水道事業立川市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十一年八月十一日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし

使用の部分

昭和三十一年建設省告示第十二百六十二号、昭和三十六年建設省告示第八百十六号、昭和三十六年建設省告示第三千三百三十八号、昭和三十七年建設省告示第三千三百三十二号、昭和四十一年建設省告示第八十八号、昭和四十二年建設省告示第二千二百四号、昭和四十六年東京都告示第三百三十七号、昭和五十年東京都告示第九十九号、昭和五十二年東京都告示第七百七十八号、昭和五十四年東京都告示第八十五号、昭和五十五年東京都告示第七百二十八号、昭和五十七年

東京都告示第四百六十九号、昭和六十年東京都告示第五百四十六号、昭和六十一年東京都告示第千二百一十一号、平成四年東京都告示第五百五十六号、平成四年東京都告示第九百三十三号、平成七年東京都告示第千八百八号、平成十年東京都告示第九百五十九号、平成十一年東京都告示第百三十号、平成十二年東京都告示第百六十八号、平成十七年東京都告示第九百九十七号、平成十八年東京都告示第四百十三号、平成二十三年東京都告示第二百七十五号、平成二十五年東京都告示第千三百七十二号、平成二十八年東京都告示第千二百七十三号、令和三年東京都告示第三百一十一号及び令和七年東京都告示第二百五十七号のうち幸町六丁目、柏町五丁目、砂川町三丁目、砂川町四丁目、砂川町六丁目、砂川町七丁目及び砂川町八丁目各各地内において事業地を変更する。

●東京都告示第二百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十三年建設省告示第千四百八十号武蔵野都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
武蔵野市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道

- 三 事業施行期間 昭和三十二年十一月二十五日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十五年建設省告示第三十三号三鷹都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
三鷹市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 三鷹都市計画下水道事業三鷹市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十五年一月十二日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十八年東京都告示第百二十三号青梅都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、

同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
青梅市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 青梅都市計画下水道事業青梅市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十八年二月一日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第千二百二十八号府中市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
府中市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 府中市計画下水道事業府中市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十九年十月二十三日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定に基づき昭和四十八年東京都告示第百五十八号昭島都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 昭島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭島都市計画下水道事業昭島市公共種類及び名称 下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十八年二月十二日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定に基づき昭和四十二年建設省告示第千四百四十号調布都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 調布市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画下水道事業調布市公共種類及び名称 下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十二年十二月九日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第千三百五十七号町田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画下水道事業町田市公共種類及び名称 下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十九年十二月十六日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

昭和三十九年建設省告示第千三百五十七号、昭和四十六年東京都

●東京都告示第二百八十八号

告示第千二百四十九号、昭和五十二年東京都告示第千九百四十四号、昭和五十三年東京都告示第千八百一十号、昭和五十六年東京都告示第千二百四十七号、昭和五十七年東京都告示第千二百八十六号、昭和五十九年東京都告示第千五百七十五号、昭和六十年東京都告示第千四百六十六号、昭和六十三年東京都告示第千五百五十六号、平成元年東京都告示第千二百六十四号、平成二年東京都告示第千八百五十八号、平成四年東京都告示第千九百九十七号、平成六年東京都告示第千二百九十一号、平成十一年東京都告示第千二百五十一号、平成十三年東京都告示第千四百八十八号、平成十四年東京都告示第千四百三十四号、平成十五年東京都告示第千五百九十五号、平成十六年東京都告示第千二百七十三号、平成十七年東京都告示第千二百八十号、平成十八年東京都告示第千四百三十号、平成二十年東京都告示第千三百二十号、平成二十三年東京都告示第千六百六十四号、平成二十六年東京都告示第千六百九十一号、平成二十七年東京都告示第千六百九十三号、平成二十九年東京都告示第千三百四十八号、令和三年東京都告示第千三百八十八号、令和四年東京都告示第千三百九号及び令和七年東京都告示第千二百六十四号の事業地に、町田市相原町字根岸及び字大谷戸各地内の事業地を追加する。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一

項の規定に基づき昭和四十四年建設省告示第二千六百八十八号小金井都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 小金井市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 小金井都市計画下水道事業小金井市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十四年五月二十日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二千八百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十五年東京都告示第千二百二十五号小平都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 小平市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 小平都市計画下水道事業小平市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十五年十一月十六日から令和十二年三月三十一日まで

- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二千九百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十二年建設省告示第四千四百八十四号日野都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 日野市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 日野都市計画下水道事業日野市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和三十二年十一月二十五日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二千九百一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十一年東京都告示第九十六号東村山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定

により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 東村山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画下水道事業東村山市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十一年二月七日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二千九百一十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十七年東京都告示第九十八号国分寺都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 国分寺市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 国分寺都市計画下水道事業国分寺市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十七年二月二十四日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第二百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十六年東京都告示第百一号国立都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

国立市

二 都市計画事業の種類及び名称
国立都市計画下水道事業国立市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年二月二日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第百三十五号福生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

福生市

二 都市計画事業の種類及び名称
福生都市計画下水道事業福生市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年二月七日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十四年東京都告示第千二百二十四号調布都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

狛江市

二 都市計画事業の種類及び名称
調布都市計画下水道事業狛江市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十四年十二月十九日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

使用の部分

昭和四十四年東京都告示第千二百二十四号、昭和四十七年東京都告示第千四百四号、昭和五十年東京都告示第百四十三号、昭和五十三年東京都告示第百五十三号、昭和五十六年東京都告示第百四十八号、昭和六十一年東京都告示

第二百八十四号、平成八年東京都告示第百五十五号、平成十一年東京都告示第百五十九号、平成十六年東京都告示第百九十九号、平成二十三年東京都告示第百九十九号、平成二十八年東京都告示第百四十六号、平成二十八年東京都告示第百九十八号、令和三年東京都告示第百三十五号及び令和七年東京都告示第百七十二号の事業地に、狛江市中和泉四丁目地内の事業地を追加する。

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第二百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十一年東京都告示第百八十七号立川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称

東大和市

二 都市計画事業の種類及び名称
立川都市計画下水道事業東大和市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年二月二日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第二百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十一年東京都告示第千二百六号東村山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 清瀬市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画下水道事業清瀬市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十一年十二月十三日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第三千三百六十五号東村山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 東久留米市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画下水道事業東久留米市公共下水道

三 事業施行期間 昭和三十九年十二月十六日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第九百五十三号立川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 武蔵村山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 立川都市計画下水道事業武蔵村山市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和四十九年九月十二日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十年東京都告示第二十七号多摩都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条

第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 多摩市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画下水道事業多摩市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十年一月十三日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

●東京都告示第三百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十六年東京都告示第九十九号多摩都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 稲城市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画下水道事業稲城市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十六年十月十七日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分

昭和五十六年東京都告示第九十九号、昭和六十一年東京都告示第二百八十七号、昭和六十三年東京都告示第五百五十七号、平成二年東京都告示第三百四十号、平成四年東京都告示第八百十二号、平成八年東京都告示第二百五十八号、平成十二年東京都告示第八十七号、平成十四年東京都告示第四百三十六号、平成十八年東京都告示第七百六十八号、平成十九年東京都告示第六百七十四号、平成二十二年東京都告示第六百八十一号、平成二十三年東京都告示第三百三十三号、平成二十八年東京都告示第五百四号、令和三年東京都告示第三百十九号及び令和七年東京都告示第二百七十八号の事業地に、稲城市大字矢野口字谷戸、字坂上、字小沢峰及び字松葉各地内の事業地を追加する。

●東京都告示第三百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第二百六十六号福生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 羽村市

二 都市計画事業の種類及び名称 福生都市計画下水道事業羽村市公共下水道

三 事業施行期間 昭和四十九年三月十三日から令和十

四 事業地

二年三月三十一日まで
使用の部分
変更なし

●東京都告示第三百三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和五十九年東京都告示第二百三十四号秋多都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 あきる野市

二 都市計画事業の種類及び名称 秋多都市計画下水道事業あきる野市公共下水道

三 事業施行期間 昭和五十九年十二月二十七日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地 使用の部分
変更なし

昭和五十九年東京都告示第二百三十四号、昭和六十年東京都告示第二百七十三号、昭和六十三年東京都告示第五百五十八号、昭和六十二年東京都告示第八百四十一号、平成元年東京都告示第八百五十三号、平成三年東京都告示第三百三十二号、平成五年東京都告示第九百二十号、平成六年東京都告示第九

●東京都告示第三百四号

八十三号、平成七年東京都告示第九百八十一号、平成九年東京都告示第八百二十三号、平成十二年東京都告示第九百七十八号、平成十八年東京都告示第四百六号、平成二十二年東京都告示第九百三十八号、平成二十五年東京都告示第三百五十一号、平成二十七年東京都告示第六百九十五号、令和三年東京都告示第三百二十一号及び令和七年東京都告示第二百八十八号の事業地に、あきる野市大字菅生字四軒在家、字若宮、字下、字中、大字雨間字南郷下、大字切欠字切欠、字秋ノ洲、大字乙津字滝山、字荷田子及び字乙津各地内の事業地を追加する。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第六十三号西東京都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 西東京市

二 都市計画事業の種類及び名称 西東京都市計画下水道事業西東京市公共下水道

三 事業施行期間 昭和四十九年一月十九日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地 使用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第三百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十九年東京都告示第千二百九十七号福生都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 瑞穂町

二 都市計画事業の種類及び名称 福生都市計画下水道事業瑞穂町公共下水道

三 事業施行期間 昭和四十九年十二月二十五日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

●東京都告示第三百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第百八号秋多都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 日の出町

二 都市計画事業の種類及び名称 秋多都市計画下水道事業日の出町公共下水道

三 事業施行期間 平成二十五年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし

使用の部分
変更なし

変更なし

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号
113-0001

